

# マイナンバー制度 が始まります



マイナンバーキャラクター  
マイナちゃん

マイナンバーとは、住民票のある全ての人が持つ、一人一人異なる 12 桁の番号です。個人が特定されないよう、住所や生年月日と関係のない番号が割り当てられます。

## マイナンバーでもっと便利に

マイナンバー（個人番号）は、生涯にわたって使うものです。マイナンバー制度（社会保障・税番号制度）によって、社会保障などの申請時の添付書類が減るなど行政手続きが簡略化され、負担が軽減されます。さらに災害時においても、マイナンバーを活用することで迅速な行政支援が可能になります。

## 平成 28 年 1 月以降、こんな場面で必要に

- 社会保障関係 年金、医療、介護、生活保護、児童手当など
- 税務関係 税務署に提出する確定申告書など
- 災害対策関係 被災者生活再建支援金、被災者台帳の作成など

※制度の安心・安全を確保するため、制度面とシステム面の両方から個人情報保護の措置を講じています。

## マイナンバーの通知が始まります

マイナンバーは、10 月から順次、住民票の住所へ簡易書留で通知されます。中に通知カード、個人番号カードの申請書と返信用封筒、説明書が入っているか確認してください。

### 希望者に個人番号カードを交付

希望者は、申請により個人番号カードを取得できます。

個人番号カードとは、氏名や住所、マイナンバーなどが記載された顔写真付き IC カードです。公的身分証明書としての役割のほか、さまざまなサービスで利用できるようになる予定です。

- 申請方法**
- 郵送＝申請書に本人の顔写真を貼り、返信用封筒に入れて郵送する
  - オンライン＝スマートフォンなどで顔写真を撮影し、所定のフォームからオンラインで申請する

**受取方法** 市の窓口で直接受け取る（平成 28 年 1 月以降）

※個人番号カードの初回発行手数料は無料です。

※通知カードと個人番号カードは大切に保管してください。

### マイナンバー制度に関する問合せ先

コールセンター ☎0570@0178

受付時間 午前 9 時 30 分～午後 5 時 30 分  
（土・日曜日、祝日、年末年始を除く）

詳しくはマイナンバーホームページをご覧ください

マイナンバー制度 検索



- 問合せ先
- 制度全般について＝総合政策課
  - 通知カード・個人番号カードについて＝市民課